

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 平成 28 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 6 号 平成 28 年度岩国市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 28 年度岩国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 28 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成 28 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13 号 平成 28 年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 15 号 平成 28 年度岩国市下水道事業会計決算の認定について

以上 6 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 75 号 平成 28 年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 76 号 平成 28 年度岩国市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

以上 2 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決及び認定をすべきものと決しました。

議案第 77 号 平成 29 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 81 号 平成 29 年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 2 号 平成 2 9 年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第 1 号）

議案第 8 3 号 平成 2 9 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別
会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 8 号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 9 1 号 不動産の取得について

議案第 9 3 号 指定管理者の指定について

以上 6 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

認定第 1 号 平成 2 8 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、特定防衛施設周辺整備費の下水道施設整備事業費に関し、委員中から、「現在、改築を進めている装束ポンプ場は、下水道施設課が所管しているとのことだが、このほかに河川課が所管するポンプ場もあると聞いており、非常に煩雑な状況になっている。所管部署の一元化を図ることにより、市民にとってわかりやすい組織体制とすることはできないのか」との質疑があり、当局から、「市内のポンプ場などの雨水排水施設の所管については、基本的には、公共下水道認可区域内にあるものは下水道施設課、その区域外にあるものは河川課となっている。ただし、区域外でも農業振興地域にあるものは農林振興課が所管している。しかし、現状としては、公共下水道認可区域内において、下水道施設課所管のポンプ場と河川課所管のポンプ場が混在しており、このことが所管部署をわかりづらくしている一因であると考えている。雨水排水施設の所管部署の一元化を行えば、市民にとってわかりやすい組織体制となるだけでなく、市としても複数の課に分散している技術職員の集約が可能になり、技術力のさらなる向上も期待できることから、その重要性を認識したうえで、今後検討してまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定についての審査におきまして、委員中から、指定管理者制度導入後の指定管理者と市の業務分担についての質疑があり、当局から、「指定管理者の主な業務は、市営住宅及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務、入居者の公募並びに入居及び退去に関する補助業務、家賃及び使用料の収納に関する業務、入居者の指導及び連絡に関する業務等であり、市の主な業務は、入居者管理業務のうち入居者の決定や家賃の算定業務等の許認可業務及び、大規模な維持管理業務及び新築・改築などである」との答弁がありました。

続いて、委員中から、指定管理者による個人情報の取り扱いについての質疑があり、当局から、「指定管理候補者と締結する協定及び委託契約の中に、個人情報の保護に関する法律や岩国市個人情報保護条例を遵守すること、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしたり、不当な目的に使用してはならないことなどを明記することとしている。また、指定管理候補者は、住宅管理業務に精通していることから、個人情報の取り扱いについても熟知しているものと考えているが、市としても、社員教育の徹底など、必要に応じて指導してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「指定管理者による個人情報の適正な管理がなされるかどうか疑問であるだけでなく、業務の性質上、多くの入居者の詳細な情報を扱うことになるため、反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。